

**令和元年度「仲卸業者の労働環境整備モデル支援事業」委託業務に係る
公募型プロポーザル募集要項**

1 業務の概要

- (1) 業務の名称
令和元年度「仲卸業者の労働環境整備モデル支援事業」委託業務
- (2) 業務の目的及び内容等
(別紙)仕様書のとおり
- (3) 委託金額の上限
4, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 公募期間

令和元年 7 月 1 6 日（火）から令和元年 7 月 2 9 日（月）まで

3 参加資格

応募の資格者は法人又は法人以外の団体とし、本プロポーザルへの参加表明の日から選定結果の通知の日までの期間に次の要件を満たす者とする。

- (1) 本委託業務の目的及び内容を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者（以下「競争入札参加有資格者」という。）にあつては、京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市の競争入札参加有資格者以外の者にあつては、次のア～ケに掲げる資格を有し、かつ自己を証明する書類を提出する者であること。
 - ア 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - イ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、3 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ウ 引き続き 2 年以上当該営業を営んでいること。
 - エ 法人税又は所得税の未納がないこと。
 - オ 消費税の未納がないこと。
 - カ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
 - キ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
 - ク 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあつては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
 - ケ 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

4 応募手続等

本プロポーザルに応募する者は、次に示すところにより、必要書類を提出するものとし、

令和元年度「仲卸業者の労働環境整備モデル支援事業」委託業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において企画提案に係る説明を行うものとする。

(1) 提出書類及び提出部数

ア 参加表明書（様式１） １部

イ 会社概要の分かる会社パンフレット等 ５部

ウ 直近の決算書 ５部

エ 企画提案書（任意様式） ５部

内容に関しては、（別紙）仕様書を十分理解し、次の項目を記載したものを作成すること。

ア 労働環境診断	診断方法や診断内容について記載すること
イ 研修会	研修会の対象者，テーマ等について記載すること
ウ 適切な労働環境の構築に向けた仕組みづくり	適切な労働環境の構築に向けた手法や進め方について記載すること
エ 事例集	内容や分かりやすくするための工夫等を記載すること
オ 同種・類似の業務実績	同種・類似の業務実績を記載すること
カ 事業遂行のための体制	本業務遂行のための組織体制について記載すること
キ 追加提案	上記以外に、より効率的かつ有益な業務提案があれば記載すること

なお、提出書類の様式は、Ａ４横書き１０枚程度（図表等についてＡ３を用いることは可能、ただし、Ａ４に折り畳むものとする。）にまとめるものとし、５部ともクリップ等で仮留めして提出すること。

オ 見積書（任意様式） ５部

提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

カ 本市の競争入札参加有資格者以外の者にあつては、ア～オに加え次の（ア）～（ク）の書類（（カ）以外は原本で参加表明の日から３箇月以内に発行されたもの）を各１部提出すること。

(7) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

※ 法人の場合のみ

(4) 印鑑証明書

(7) 国税等に係る納税証明書

※ 法人の場合は法人税及び消費税について、個人の場合は所得税及び消費税についての納税証明書が必要。

(5) 京都市税に係る納税証明書

※ 法人にあつては、京都市内に事業所等が所在する場合又は法人名義の固定資産を所有する場合のみ。個人にあつては、京都市内に住民票がある場合又は京都市内に固定資産を所有する場合のみ。

(4) 調査同意書（様式２）

(4) 許可又は登録等を受けている事業の許可・登録等に係る証明書

※ 法令の規定により、当該営業について許可又は登録等が必要な場合のみ。

(4) 使用印鑑届（様式３）

(4) 誓約書（様式４）

(2) 提出期限

令和元年 7 月 2 9 日（月）午後 5 時（必着）

(3) 提出先及び連絡先

〒600-8847 京都市下京区朱雀分木町80番地

京都市中央卸売市場第一市場 経営改善担当：奥田，長崎

電 話 075-312-6564 / F A X 075-311-6970

(4) 提出方法

事前に電話連絡のうえ，直接持参又は郵送により提出すること。

(5) 仕様書等に関する質問及び回答

ア 質問期限

令和元年7月19日（金）午後5時（必着）

※ 期限後の質問は一切受け付けない。

イ 質問方法

書面（様式自由）で，4(3)に記載の提出先及び連絡先宛てにF A X又は事前に電話連絡のうえ持参により提出すること。

なお，F A Xにより提出する場合は，受信を必ず電話で確認すること。

ただし，仕様書等に関し質問できる者は，3の参加資格を満たしている者とする。

ウ 回答方法

質問に対する回答は，令和元年7月24日（水）（予定）までに，質問者に回答するとともに，ホームページ（京都市情報館「入札・公募型プロポーザル情報」産業観光局ページ）上に公開する。

(6) ヒアリング審査

審査は審査委員会におけるヒアリングにて行う。

ア 開催日時（予定）

令和元年7月30日（火）午後

※ 時刻については，応募者に別途連絡する。また，変更があった場合は，応募者に別途連絡する。

イ 開催場所（予定）

京都市中央卸売市場第一市場 11号棟3階 第二会議室

※ 変更があった場合は，応募者に別途連絡する。

ウ 評価項目

評価項目	配点
1 趣旨の理解	10点
2 提案の独自性	20点
3 企画・分析能力	20点
4 同種・類似の業務実績，業務の精通度 (労働環境の改善提案，労働生産性の向上支援の実施経験等)	20点
5 事業遂行のための体制，配慮した事項 (円滑な調整・事業運営を行える能力等)	15点
6 見積金額	15点
合 計	100点

エ 受託候補事業者の選定

審査委員全員の評価点の平均が60点以上で最高得点の者を選定する。

なお，応募者が1社のみの場合も同様とする。

オ 選定結果の通知

選定結果については，審査後速やかに，全ての応募者に対し，書面により通知する。

また、受託候補者の選定後、選定の結果、選定した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報をホームページ（京都市情報館「入札・公募型プロポーザル情報」産業観光局ページ）上で公表する。

(7) 注意事項

- ア 応募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- イ 参加表明書及び企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。
 - (7) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - (4) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - (6) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- ウ 審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合は失格となる。
- エ その他
 - (7) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、応募者の負担とする。
 - (4) 提出された企画提案書は、受託候補事業者の選定以外には、応募者に無断で使用しない。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
 - (6) 提出された書類は、受託候補事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - (5) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
 - (7) 全ての提出書類は、返却しない。
 - (6) 提出された提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。

5 業務実施上の条件

- (1) 企画策定担当者を選定し、その者が主として業務を行うこと。
- (2) 現場視察等の必要調査については、業務の初期段階において実施し、必要であれば適宜実施すること。
- (3) 業務の打合せは適宜行うが、初回及び成果品納入時の打合せには企画策定担当者が出席すること。
- (4) 業務の実施に伴い必要となる資料のうち現況や他都市の状況等、京都市が所有するものについては、可能な限り提供する。
- (5) 本業務の実施及びその他これに関連又は付随して知り得た情報を第三者に漏洩してはならないこと。

6 契約

- (1) 契約形態
委託契約
- (2) 契約期間
契約締結日から令和2年3月31日（火）まで
- (3) 委託費の支払条件
通常払い
- (4) その他

ア 企画提案の内容に基づく見積金額は、物価の上昇等の正当な理由が無い限り契約時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。

イ 受託候補事業者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ京都市の承認を得ることとする。

ウ 受託候補事業者に選定された者と京都市が委託見積限度額の範囲内で交渉のうえ、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。